

豊山町国民保護協議会会議録

1 開催日時 平成22年3月26日(金) 午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所 豊山町役場2階 会議室1

3 出席者

(1) 豊山町防災会議委員

会 長	豊山町長	鈴木幸育
委 員	陸上自衛隊第35普通科連隊第3中隊長	東浦正幸
	西枇杷島警察署長	河野勝信
	尾張県民事務所長	林 昇平
	尾張建設事務所長	大内博男 (欠席)
	豊山町副町長	坪井豊治
	西春日井広域事務組合消防本部消防長	田川達美
	豊山町消防団長	大口耕造
	豊山町教育長	松田康朗
	中部電力(株)北営業所長	太田富久
	東邦ガス(株)北営業所長	横井幸治 (欠席)
	(株)NTT 西日本-東海	
	尾張営業支店 春日井営業所長	大橋賢司 (欠席)
	豊山町赤十字奉仕団委員長	安藤民代 (欠席)
	北名古屋水道企業団事務局長	池山千里 (欠席)

(2) 事務局

総務部長	長縄松仁
総務課長	安藤光男
総務課長補佐	堀尾政美
総務課総務・防災係長	牛田彰和
総務課総務・防災係主事	柴田貴文

4 議題

- ・ 豊山町国民保護計画の修正について

5 会議資料

- ・豊山町国民保護協議会次第
- ・委員名簿
- ・豊山町国民保護計画の変更の概要
- ・平成21年度豊山町国民保護計画 新旧対照表（案）
- ・豊山町国民保護計画（平成19年3月）

6 議事内容

課長： 時間になりましたので、ただいまから豊山町国民保護協議会を開催致します。会議に先立ちまして会長からあいさつを頂きます。鈴木会長、お願い致します。

会長： 本日はお忙しい中、豊山町国民保護協議会にご参集いただき誠にありがとうございます。ございます。

また日頃は、町行政各般にわたり格別のご理解・ご協力を賜っておりますことに対しましても重ねてお礼申しあげます。

昨年4月におきました北朝鮮によるミサイル発射実験により、日本上空をミサイルが通過するという、日本にとっては、国民の生命が危険にさらされる事態となりました。また、地下鉄サリン事件から15年たちますが、こうしたテロへの脅威は依然として消え去るものではありません。

このような武力攻撃から住民の生命、財産を保護し、武力攻撃から住民生活に及ぶ影響が最小となるよう国民保護計画を定めております。

本日は、「豊山町国民保護計画の修正について」をご協議願います。

委員皆様のご活発なるご意見をいただき、今後の防災行政に反映していきたいと考えますので、よろしくご意見申し上げ、会長のあいさつとさせていただきます。

課長： ありがとうございます。

次に、資料のご確認をお願い致します。

本日の会議次第が1枚、委員名簿が1枚、「豊山町国民保護計画の変更の概要」と書かれた3ページものが1冊、「平成21年度豊山町国民保護計画新旧対照表（案）」と書かれた9ページものが1冊、右肩に「別添」と書かれたものが1枚、参考資料として「豊山町国民保護計画」が1冊です。落丁等ございましたらお申し出下さい。ございませんか。

それでは以後の進行は会長をお願い致します。

会長： それでは、ただいまから議題に入ります。議題（1）の「豊山町国民保護計画の修正について」事務局から説明させます。

事務局： 総務・防災係の牛田と申します。よろしくご意見致します。

それでは、次第の2、議題（1）「豊山町国民保護計画の修正について」ご説明します。

議題の内容に入る前に、国民保護計画の修正手順について、ご説明いたしま

す。

国民保護計画の修正につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項で準用する、同条第5項の規定に基づき修正を行います。基本的には、「愛知県国民保護計画」の修正に併せ、修正を実施します。その他の修正に関しましては、町の組織の変更や名称、住所等の変更に基づくものとなります。

次に、修正の流れについてご説明します。はじめに、県が国との協議結果を受け、愛知県国民保護計画を修正します。次に県の修正を受けた各市町は、それぞれの市町の国民保護計画を修正し、県に対して事前協議を行います。事前協議の結果を受け、修正した内容を踏まえ、各市町の国民保護協議会にお諮りします。この場で修正の内容について承認を得ましたら、県への本協議に入ります。修正の内容につきまして、県から「意義なし」の回答を得た後、実際の計画修正を行う作業に入ります。

従いまして、本日、国民保護協議会の委員のみなさまには本協議に入る上で、ご承認をいただくという段階でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「平成21年度 豊山町国民保護計画 新旧対照表（案）」についてご説明させていただきます。

まず、資料のP1、国民保護計画では、P7をご覧ください。こちらに関しましては、防衛省の組織変更により修正を行います。

資料P1、国民保護計画のP8につきましては、郵政民営化により修正を行います。

続きまして、資料P1、国民保護計画のP10の図につきましては、計画書のデータ更新の簡素化を図るとともに、記載されているデータを最新のものとするため、平成21年4月1日現在の別添の表に修正を行います。

資料P1、国民保護計画P11につきましては、新たに多数の人が集まる商業施設が立地されたため、追加を行います。

資料P2、国民保護計画P18、19につきましては、組織の変更に伴い、名称の修正と職の削除をします。資料P3～8、国民保護計画P43～46につきましても、同様の理由により名称の修正と役割の変更を行います。

資料P2、国民保護計画P27につきましては、県国民保護計画との整合のため、安否情報システムの利用についての記述を追加します。

資料P8、国民保護計画P51につきましては、県国民保護計画との整合のため、国・県の現地対策本部との連携の記述を修正します。

資料P9、国民保護計画P70につきましては、県の計画に合わせ、安否情報システムの利用に関する記述を追加し、電子メールに関する記述を削除します。

資料P 9、国民保護計画P 7 8につきましては、春日町と清須市の合併による削除となります。

以上、議題（１）「豊山町国民保護計画の修正について」の新旧対照表（案）の説明を終わります。

会 長： 「（１）豊山町国民保護計画の修正について」事務局から説明がありました。本件についてご質問、ご意見がある方は、挙手願います。

よろしいでしょうか。それでは、本件について原案のとおりとしてまいります。

それでは、「（２）その他」に入ります。委員の方々に何かご発言がありましたら、挙手願います。

ございませんか。それでは、事務局からは、何かありますか。

委員さんも事務局もその他の発言は無いようですので、これで本日の議題を終了することとします。ありがとうございました。